遺族補償年金請求書 遺族特別支給金申請書 遺族特別援護金申請書

-	\dashv \checkmark	-
- 1	<u> </u>	ш

			遺	族特別	別給付金	之甲 請	書		認定番	号				
地方公務員災害補償基金							請求(申請)	年月日	年	年 月			目	
					支音	『長 殿	請求(申詞							
遺族特別支給金							(代表者)							
 下記の遺族補償年金 遺族特別援護金 を請求							フリガ	·+						
遺族特別給付金						フリガナ 氏 名								
(申請	·) します	-				 死亡職員と							
							個 人 和	番 号						
-	1						l	フリガナ						
		所属団体	本名					フリカリ 氏 名						
	死							-	年	Ξ (歳)			
	亡 所属部局名 職						年 月 日生(負傷又は発病の年月日							
事項	員						 · 勤		. ,,,,	年			月 日	
久	(C	職	名				·第1条職員	死亡年月日		 年		 月		
2	大 話	マの事由	□職員	 の死亡				胎児であった		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 先順位者		·	
	H13.3	1, 1/2 ± 17	氏	名	生年月日	年齢		住所		亡職員と			考	
		対者及び										請・代	障・生	
3		英補償年 と受ける										請・代	障・生	
-	こと る遺	:ができ 貴族										請・代	・障・生	
	. O 1€											請・代	障・生	
	野な	二遺族補	氏 名 生年月			年齢	1	主 所	死	亡職員との	の続柄	備	考	
4	償年	F金を受												
	() (こいる者		(<u> </u>	200 - 2 264 2						
		埃補償年		(平)	匀給与額)			ずべき数)	1				円	
5	金請求金額 の計算					円	×		^ =					
		<u></u> 挨補償年		受給権者		.∀ <i>l</i> +			(受給権者	の数)				
6		青求金額			送送任しない場		口 代表	そ者を選任した					円	
7	他沒	去年金の5	受給関係						食者であった。		被保険者	ではなな	pった。	
	遺族特別支給金 遺族特別支給金 1					1		埃特別援護金	1			円		
8	遺族特別援護金 3申請金額の計算			3, 000	,	1		円			× — 1 =			
					(受 (平均給与額)	給権者の	数) (乗ずべ)	<u> </u> き数)		(受給権	受給権者の数)			
				(A)	(1.13/14 3 48/	円	×		×1	 =			円	
	7串 4	族 特 別	公什么	(11)		1 1	/\	100						
		清金額					(受給権者の数) (乗ずべき数)							
		(B) 1,500,000 円					×	365	× <u> </u>	=				
								300	(受給権者	の数)				
¥.	冶物	遺族特別支給金			受給権者が1人の場合又は				遺族特別支給	金			円	
10	遺放						しない場合		遺族特別援護	円				
	遺形	失特別給作	寸金		□ 代表者を選任した場合			遺族特別給付金				円		
11		公金受取口座を利用する												
送		(本請求(申請)書に記載の個人番号を利用して公金受取口座との情報連携を行うことに同意する。)												
金希		任意の口	座を指定	する										
望 金融機関名 本支							支店等名 □座種別 □ 普					通	当座	
口座		口座番	新 号			口	E名義人 氏	二名(フリガナ	-)					
等		その他												

* 受 理		所属部月	任 命 権 者					基金支部				
(到達した年月日)		年 月	日		年	月	日		年	月		日
* 年金決	決 定 年 額 受給権者が1人 の場合又は代表			円	* 年	金 証	書の番	号	第			号
· ·	支 給 金	る 者を選任しな 場合	(1)	円	* 年	年 金 _支	└ % 問 <i>払 !</i>	年月	年	左		月
決 定 特別 金	爰 護 金	┌ 代表者を選仕	:L	円	特別	別給付金	× 邓口 州			+		
the state of the s	合付金	た場合		円	* 特別	特別支給金の	の 支	払		年	月	日
* 通	知	年	月	目	特別	別援護金	·			+	Л	Н

[注意事項]

- 1 請求(申請)者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規 定する請求者の個人番号を記入すること。
- 3 「3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の「備考」は、その者が請求者であるときは「請」、その者が代表者であるときは「代」、その者が地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号。以下「規則」という。)第29条に定める障害の状態にあるときは「障」を○で囲むとともに、その者が請求者と生計を同じくしているときは「生」についても○で囲むこと。
- 4 「4 既に遺族補償年金を受けている者」の欄は、「2 請求の事由」の欄において「職員の死亡」以外の事由を選択した場合に 記入すること。
- 5 「6 遺族補償年金請求金額」の欄には、受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合には、「5 遺族補償年金請求金額の計算」の欄に記入した金額、代表者を選任した場合には、当該金額に受給権者の数を乗じて得た額のいずれかを記入すること。
- 7 令第1条に規定する職員に係る「9 遺族特別給付金申請金額の計算」の欄の記入については、別に定めるところによること。 「 遺族特別支給金
- 8 10 遺族特別援護金申請金額 の欄の遺族特別支給金の金額、遺族特別援護金の金額及び遺族特別給付金の金額には、代表者を 遺族特別給付金 」

選任した場合には、「8 遺族特別支給金 _{遺族特別接護金} 申請金額の計算」及び「9 遺族特別給付金申請金額の計算」の欄に記入したそれぞれの金額(遺族特別給付金については、(A) の金額又は(A) の金額が(B) の金額を超える場合は(B) の金額) に受給権者の数を乗じて得た額を記入すること。

- 9 「11 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
- 10 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
- 11 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この請求書の提出前に、当該職員の死亡について公務災害又は通勤災害の認定請求書が提出されているときは、(1)及び(8)に掲げる書類、また、遺族補償年金の支給が行われていたときは、
 - (1)、(3)及び(8)に掲げる書類は添付する必要はないこと。
 - (1) 職員の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他職員の死亡の事実及びその死亡が公務又は通勤により生じたものであることを証明する書類又はその写し
 - (2) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名及び死亡職員との続柄に関する市区町村長の発行する証明書
 - (3) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた 事実を認めることのできる書類
 - (4) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実 を認めることのできる書類
 - (5) 請求者が妻1人で、規則第29条に定める障害の状態にあるとき(55歳以上の場合を除く。)は、その者が職員の死亡の時以後当該障害の状態にあったこと及び当該障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明する医師の診断書その他の書類
 - (6) 請求者(前号を除く。)又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が規則第29条に定める障害の状態にある者であるときは、その者が職員の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類
 - (7) 請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類
 - (8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨)を記載した書類
 - (9) 請求者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類
- 12 この申請書には、申請者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の申請者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類を添付すること。ただし、11の(9)に掲げる書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。
- 13 年月日の記載には元号を用いる。